

自然科学研究機構生理学研究所規則

平成16年4月1日
生研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第16条の規定に基づき、自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織について定めるものである。

(研究部門)

第2条 通則第42条第1項各号に定める研究所の研究領域に、次の表に掲げる研究部門を置く。

研究領域の名称	左欄の研究領域に置く研究部門
分子細胞生理	神経機能素子 生体膜 生体分子構造 ※神経発達・再生機構
生体機能調節	細胞構造 細胞生理 心循環シグナル 生殖・内分泌系発達機構 分子神経免疫 ※超微形態
基盤神経科学	生体恒常性発達 視覚情報処理 バイオフィotonクス 多細胞回路動態
システム脳科学	認知行動発達機構 神経ダイナミクス 感覚認知情報
備考 ※印を冠する研究部門は、客員研究部門とする。	

(研究施設)

第3条 通則第42条第2項の規定により、研究所に置かれる研究施設の組織及び運営については、研究所長が別に定める。

(主幹)

第4条 通則第41条に規定する研究所に置かれる主幹は、次の各号に掲げるそれぞれの事項別の担当とする。

- 一 共同研究担当主幹
- 二 動物実験管理担当主幹
- 三 安全衛生・研究倫理担当主幹
- 四 情報発信・管理担当主幹
- 五 教育担当主幹

(教授会議)

第5条 研究所の研究及び運営に関する事項について研究所長を補佐するため、生理学研

究所教授会議を置く。

2 生理学研究所教授会議の組織運営に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年生研規則第3号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年生研規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年生研規則第13号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年生研規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年生研規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年生研規則第3号)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年生研規則第3号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年生研規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年生研規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年生研規則第1号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年生研規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年生研規則第4号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年生研規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年生研規則第12号)

この規則は、令和3年9月15日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則 (令和3年生研規則第13号)

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年生研規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。